

「平和を来たらせるためには、人間の想像力を甦らせる
新しい思想が不可欠である。」（宮田光雄）

第一章 われわれは今どこにいるか

「平和憲法の志向する非武装平和の理念こそ、今日、激動する《状況》のなかで岐路の選択に直面したわが国が、新しく平和の展望を切り開くために立ち帰るべき《原点》なのではなかろうか。」

第二章 核の迷信からの脱却

「この非武装平和を可能にする客観的な基礎条件は、われわれの認識の眼が曇らされないかぎり、現に存在している。」

第三章 非武装国民抵抗の構想

「核の傘に覆われた世界の防衛戦略に内在する根本的矛盾をあきらかにし、さらに具体的な思考実験的モデルとして、軍事力に代わる非暴力抵抗による《市民的防衛》の可能性を検討してみなければならない。」

第四章 平和のための教育

「この非武装平和は、また、それを支える主体的条件として、国民の持続的・内発的なエネルギーを不可欠としている。それは、戦争の歴史的反省をふまえた平和教育を国民的規模にわたって発展させ、さらに戦闘のために武器をとらぬ《良心的反戦》の精神を国家的規模において定着させる努力から生まれるであろう。」

第五章 良心的兵役拒否の思想

「非武装平和の構想は、現代におけるすぐれた《理性と良心の実験》を意味するものということができる。ここで必要とされているのは、新しい精神態度、冷静な認識を可能にする《理性》と、平和への願いを支えるゆるぎない《良心》との新しい結合である。」

「いっさいの感傷や幻想からの脱却と、さらに現実のうちにひそむ真の可能性への信仰との結びつきこそ、希望のもつ逆説的性格にほかならないであろう。希望は、おそらくは到来しないであろうものにたいする受動的な待望ではけっしてない。逆にまた、それは、この瞬間にただちに実現しえないものを力づくで到来させようとする熱狂的な行動主義とも異なっている。《希望のパラドックスとともに生きる》（E・フロム）ことは、まことに困難であるが、今日のわれわれに残された唯一の途なのである。われわれの希望——われわれの現在の思考や行動を規定している未来への展望——こそ、同時に未来の到来そのものにたいして影響を及ぼすはずであろう。非武装平和の実現は、まさにこの《自己成就的予言》（ロバート・K・マートン）の開かれた可能性にかかっているといわねばならない。」

1——「六〇年代日本の高度成長の秘密は、財界主導のもとに直接生産過程に投資を集中する特異な高度蓄積がなされてきたことにある。それは環境制御や公害防止負担などをほとんど切り捨てて行なわれた。さらに政府与党自身、租税・価格政策を通じて、こうした大企業の設備投資を助成する形で経済政策を進めてきた。公共投資も、もっぱら産業基盤育成に振り向けられ、社会投資は絶対量においても配分比率においてもいちじるしく押さえられたままであった。[...]その背後にある異常な国際競争力を支える日本の経済成長のパターンとさらに社会構造の仕組みその

ものを変えることが必要であろう。[…] 従来GNP第一主義や大企業優先型の経済政策から脱却し、景気刺激の方向を社会資本の充実や生活環境優先の政策に切り換える価値観の全面的転換がなされなければならない。すでに、誇大に喧伝される不況の克服と国際競争力の強化のために、国民の耐乏と勤勉を求め、公害無視の合理化と賃上げ抑制のコスト・ダウンを計ろうとする、逆戻りの動きも目につきはじめている。それは国民生活を豊かにすることによって国際協調をつくり出す、新しい経済政策的展望を閉ざすことになるであろう。」

2——「平和の問題は、現代の日本の岐路の選択にあたって方向定位すべき座標軸の《原点》二据え直されねばならない。戦争に敗れ、侵略の責任を問われた戦後の日本は、戦勝国にたいする憎悪に代えて戦争そのものを拒絶し、平和に徹することを国家の原理としてかかげてきた。それは、国際権力政治の転変を越えて、いっさいの大国主義を批判しうる精神的な自由と独立を可能にする普遍的根拠であったはずであろう。」

3——「日本国憲法は、永久平和主義を国民主権、基本的人権に並ぶ三大原則の一つとして掲げている。平和憲法の基本的立場は、第九条に、まず平和に対する主体的決意をうたい、戦争の完全な放棄を規定している。その目的を実現するため、さらに具体的に軍備と戦力の徹底的な不保持を表明し、いっさいの交戦権の否認にまで及んでいる。[…]それが世界史的に画期的な性格をもったものであることは、すでにしばしば指摘されてきた。」

4——「たしかに、民主主義即平和という単純な等式がつねに成り立つわけではないことは、歴史が証明している。すでに一〇〇年以上まえに、A・トックヴィルは大衆デモクラシーの台頭を予見しつつ、デモクラシーには合理的な外交政策を遂行するために必要な条件がほとんど備わっていないことを指摘していた。しかし、国民の共同決定や社会的参加の過程を通して、《社会的デモクラシー》が保障されるなら、はじめて国民の自主決定としての本来の国民主権が実現されうるであろう。[…]とくに、日本の場合、戦前における治安立法や教育統制を通じて思想や言論の自由が阻止され、国民の下からの抵抗感覚が事前に育てられなかった事情も見逃してはならない。もしも国民の自由な意思表示によって別の政策選択がなされていたとすれば、あのような無謀な戦争は、あるいは避けられていたかもしれない。してみれば、太平洋戦争の歴史的反省こそ、この戦争の惨禍を起こさせない平和主義の決意と国民主権原則とを結合させた原体験といえるであろう。」

5——「逆の観点からみれば、これは、戦後日本における民主主義の保障を平和主義に求め、しかも国家権力の物理的支柱である軍事力の解体＝非武装に見出す、きわめてユニークな発想と考えることもできる。元来、国家の防衛を軍事力に頼ろうとする場合には、対外的な権力統合を優先させて対内的にも国民の団結や一致を強要する潜在的傾向をもっている。外的脅威への対抗が、政府批判を《内的脅威》として抑圧するにいたるならば、デモクラシーは、事実上、空洞化される可能性がある。こうしてみれば、平和憲法の原則は、戦争放棄の宣言であるばかりでなく、権力の非軍事化によって民主主義を機能的に維持しようとする企図と解することができよう。いな、それだけにはとどまらない。それは、さらに国民主権を実質的に担保するうえで、デモクラシーの発達史において画期的な新しい原理的自覚を表現するものではなからうか。」

6——「現に対立する国家権力相互、政府間相互の敵視にもかかわらず、いな、まさにそのゆえに、平和は「人間相互の関係を支配する崇高な理想」なのである。憲法は、いわば人類的視点に立っ

て、戦争と国際緊張に反対する「平和を愛する諸国民」の素朴ながら根強い念願に期待するというのである。 […] しかも、憲法前文は、けっして他の諸国の人びとの平和への志向にのみ頼ろうとする受動的な姿勢や、また世界情勢の成りゆきに委せる無責任な態度を意味するものではない。 […] 国際平和の方向へみずからも努力することを通して、新しい国際環境をつくり出し、それによって「われらの安全と生存」の究極的保障を求めようとする決意なのである。」

7——「前文の精神は、現代の国際関係を権力政治にもとづく不動の既成事実とみる考え方を原理的に否定しているといわねばならない。むしろ、ここに前提されているのは、「専制と隷従、圧迫と偏狭」を不断に「除去しようと努めている」動態的な国際社会のイメージである。ファシズム支配の崩壊から植民地主義の廃止へと激しく流動化する戦後世界政治の状況のなかで、日本国民みずから、この新しい動きを強める方向にコミットすることを要求されているのである。とくにわれわれは、自国中心の国家主義が膨張主義的な侵略戦争に導いたことにたいする歴史的反省からも、そうした姿勢を積極的にとらねばならないであろう。むしろ、非武装の冒険をあえてする平和の精神は、不要となった自国の国防予算を開発途上国の自立化助成のために大規模に投入する建設的プログラムをも構想するであろう。それは、私利私欲のための投資ではなく、地球上から飢餓と貧困とを一掃し、それによって戦争と紛争の禍根を断ち切る根底的な平和創造の仕事である。 […] 近代デモクラシーの追求する基本的人権が、《自由に生きる権利》から《豊かに生きる権利》へ拡大されてきたとすれば、ここでは、それらを合わせて、さらに《平和に生きる権利》をも人類的な生存権として確認していることは重要であろう。」

8——「非武装という憲法原則は、とくに核時代において、すぐれて高い現実性をもっている。平和憲法の根本的視座は、ヒロシマ・ナガサキの原爆体験と結合して支えられてきた。日本国民は、世界で最初の《被爆国民》として核時代の歴史的意味を先どりし、普遍的な平和の理想を国民的使命として自覚しえたのである。核時代は、戦争にたいする平和の存在理由を質的に変化させ、さらに強化さえした。今日において、戦争を避けて平和を守るとは、大国のみならず、むしろ全人類にとっての生存そのものが賭けられているからである。 […] もはや宣戦の布告は行なわれず、国際法について語ることもなくなるであろう。こうして、従来、正戦論を基礎づけてきた戦争と法との結合はすべて廃棄され、まさに行使される軍事的手段によって戦争そのものが犯罪的となる。 […] こうして国家理性の要求をこえて、むしろ「平和を愛する諸国民」の連帯にたつ人類的忠誠の課題として、核の傘に覆われない平和の世界を創造することが求められているのである。」

9——「威嚇は、くり返しみずからを実証するために、自己の本来の目的に矛盾して、現状否定の内的必然性に従属させられているのである。 […] 一般に権力政策は、自己の固有の国際的環境を新たに形成しつつ、つねに必要な条件をつくりあげる傾向があるといわれる。威嚇の政策もまた、その国際的環境をたえず自己自身の前提からのみ眺める。政治的現実をつねに相互威嚇のパースペクティブからとらえ、この現実の不断の状況化と流動化に対しても、それを平和の方向に強める代わりに、つねに威嚇の論理に従って影響を及ぼそうと努める。こうして威嚇は、みずからの戦略としての有用性を十分に実証しうるような環境を創造するのである。まさにこの威嚇の自己創造的性格こそ、もっとも危険な内在要因にほかならない。ここでは、威嚇そのものは、すでに構造的に純粋な手段としての地位を越えているようにみえる。本来の政治目標と手段とのあいだには、もはや境界線を引きえなくなっている。ちょうど威嚇の体系において戦争と平和とを截然と区別しえないように、外交政策における目的一手段の関係も確定しがたいものになってい

る。いわば威嚇政策の実態と様相とは一体化され、《現実》についての政治的定義そのものは軍事的戦略と手段とから規定される。こうした現実認識とさらに結果責任とを曖昧にする悪循環の論理が、現代政治の命運にとって、いかに重大な危険をはらんでいるか、今さら指摘するまでもあるまい。」

10——「紛争がくり返されるたびに、強化された政治宣伝は、自国の民衆を激しい敵意と不信とに駆り立ててきた。しかも大衆は、一般に内政問題に関しては、内容的には相対的に大きな厚みと広がりをもちながらも低い熱意をもってしか参加しないのに反して、外交政策に関しては、少数の争点について相対的に少ない情報にもとづき、かなり激烈な情緒的反応を呈しやすい。国際関係を明確なイングループ—アウトグループ、敵—味方の図式に収斂する誘導と操作は、容易に盲目的な感情的参加を調達しうるであろう。敵意と不信で特徴づけられる国民全体の精神態度を創造し、固定化することこそ、威嚇の論理にとって不可欠の前提条件をなしている。しかし、こうした緊張と不安の雰囲気の中に長期的にさらすことによって助長された、国民的規模にわたる政治的知性の麻痺と愚鈍化は、恐るべき病理的学習を体制化するにいたるだろう。」

10-1「病理的学習の第一は、《力の喪失》、つまり、環境における阻害条件を克服するための資源と能力の喪失と名づけられている。それは、現在を未来よりも過大に評価し、特定の現実問題に経済的・組織的手段を消尽して、新しい問題との取り組みや必要な将来計画のために余力をもちえない状況である。技術的・科学的知性と国民的忠誠全体をもっぱら威嚇の体系に動員し、想像しうるすべての紛争のエスカレーションの梯子に固定化する核の迷信の病理的構造はあきらかであろう。そこでは、不断に敵と対決しているものと信じながら、実際には虚構された威嚇体系に自己を埋没させ、政治的センシビリティを喪失してしまっている。こうして誤った評価から誤った投資が行なわれ、平和のために新しい可能性を切り開く財政的・思考的能力が消耗し尽くされてくるのである。

10-2「第二の症候は、《摂取の喪失》、つまり、外的世界からの情報摂取の可能性を失い、あるいは、それが次第に狭隘化する過程である。それは、新しいデータや情報に対して、過去における記憶の過大評価を意味する。すでに体制内に蓄積されたり、また既存のチャンネルを通して伝達される情報の方が、戦略的要点や政策決定の場に、より接近しやすくなっている。そこでは、みずからの体内から網を織り成すクモにも似た思考過程を想定できよう。[...] それは、開かれた摂取のチャンネルが次第に縮小することによってもたらされる、自己閉鎖的な孤立主義の傾向のあらわれである。」

10-3「それと関連して、さらにドイツのあげる病理的学習の形態には、記憶の《深さの喪失》がある。それは、たんに記憶能力の喪失ではなく、とくにデータを想起し新たに組み合わせる力、つまり、さまざまな探索の基準や装置を用いて多くの可能なデータの組み合わせ方を選択し確定する能力の有効性が喪失されることを意味する。そうした過程において既存の選好や固定化した引照基準を過大評価する結果、新しい構想を力強く発展させることが不可能となるのである。それは、日常的には記憶や想像力さらに判断力の貧困としてあらわれ、いわゆる思考の《浅薄さ》を強めるものである。国際関係でも、威嚇政策の維持によってプラスとみえる、イデオロギーに染め抜かれた、特定された内容の情報集積が行なわれ、外交政策の弾力性が失われるにいたる。それとともに、もっとも重要なのは、核の迷信と幻想の不断の強化と対照的に、創造的・

革新的な知性が麻痺させられ、固定的な枠組みを突破し変革しうる豊かな構想力の息の根を止めることであろう。」

10-4 「実際、この核の迷信の本質的盲点は、病理的学習にもとづく現実性の喪失にある。威嚇の体系のなかで行動するものは、世界をその固有の前提からのみ眺め、新しい動向を正確に位置づけ評価しえないゆえに、現実への関わりを失わざるをえない。それは、在来の固定観念に適合し、それを強める情報のみ促進する。こうした悪循環は、核の迷信を支える基本的な構成要素といわねばならない。そこには、つねに《非現実》のモメント、むしろ幻想ないし虚構において知覚された《似而非現実》のモメントが付着している。核の迷信は、反対側の半球にいる現実の敵による攻撃性によって触発されているのではない。むしろ、みずからの投影した敵像が政策決定や民衆行動のモチーフとして内面化されるところに成立する。こうして戦略思想は、現実に起こりそうな紛争の蓋然性の代わりに、論理的に起こりうるいっさいの紛争の可能性を予想する《偏執症的思考》によって規定されるにいたる。それに応じて、内面化された敵による威嚇の幻想は限りなく拡大され、地底からの《悪夢》を呼び起こすことになるであろう。」

11——「こうして核の迷信は、もっとも容易に大衆を威嚇政策に動員し訓育する格好の媒体となる。操作された不安と脅威は、つねに重要な支配手段を形づくってきた。しかし、今や政治的・社会的・心理学的な《不安の退行的機能》は、不安と暴力の共棲する威嚇政策において徹底化した論理的帰結にまで到達したということもできよう。ここに確保された国民の心理的武装は、逆に核の威嚇の信憑性を対外的に担保するものとなる。それは、攻撃性がいわば社会的に組織化され、非常事態において直ちに戦争に動員可能となった体制である。実際、威嚇政策が、さらにたとえば包括的な民間防衛の政策と結びついて徹底的に追求されるならば、それは社会生活全体の軍事化と異ならないものとなるであろう。[...] 威嚇政策の枠内においては、この防衛が《生存の私人化》のイデオロギーを生み出すとともに、政策選択をせまる革新的運動のエネルギーを消散させうる [...] ここに、核の迷信を支えるもっとも重要な病理学的構造が暴露されていることは否定できないであろう。」

12——「そして、核の迷信こそは、こうした威嚇の戦略の代償を正当化し、社会的にそれを受け入れさせるための恰好のイデオロギーにほかならない。したがって、この核の迷信とそれを支える制度を根本的に転換して、個人的および公共的意識のなかに新しい利害関心と高次の忠誠観とを形づくることなしには、威嚇の体系を廃棄することはできないであろう。[...] 実際、日本国憲法は、第九条の永久武装放棄の宣言によって、いっさいの戦力をすでに時代錯誤の社会制度とみる《一方的平和主義》に立つものである。しかも、それが「国権の発動たる戦争」はもちろん、「国際紛争を解決する手段として」の「武力による威嚇」をも永久に放棄していることは、核時代の国際政治においてきわめて高い意義をもっているといわねばならない。それは、核の迷信、つまり、必要があれば核兵器の使用をも辞さない決意にもとづく抑止の論理に対して原理的否定を示すものである。威嚇の戦略——精緻化された核抑止の論理が、なお国際政治の《新現実主義》として通用しつつある現在、核の迷信から脱却する根本的視座を平和憲法はあたえているのである。」

13——「今日、《国を守る》とは、国家の精神的独立、つまり、社会的伝統や政治文化の枠のなかで、国民の生活を形づくり、みずからの想い通りにそれを変える自由と権利を守ることを意味する。領土ではなく、理念と社会的な生活様式こそ防衛目標となっているのである。国家の領土

的統一性は、直接的に守られるのではなく、領土の上に存在する思想と制度を防衛することによって間接的に守られるともいえよう。《市民的防衛》が、しばしば、《社会的防衛》の名で呼ばれるのは、そこから由来している。事実、今日、いささかの現実性をもって想定しうる侵略があるとしても、いわゆる《間接的侵略》でしかない。それは、外国勢力の支援を背景にもつとしても、直接めざすのは軍事的な干渉や侵略ではなく、政治的・思想的な攻撃であり支配であろう。こうした《間接侵略》に対抗するもっとも有効な道は、いうまでもなく本来の社会的安定のための国民福祉の実現以外にはないはずであろう。大衆の不満や暴動を恐れて、治安力や軍事機構の兄弟化に狂奔することは、まさに本末転倒した《政治の貧困》を端的に示すものにほかならない。」

14——「非業力行動は、軍事的行動が敵の破壊と殺戮の最大効率を狙うのとは異なったアプローチにもとづいている。それは、侵略者が被占領民衆の生活に統制を加えようとする場合、当然、必要とする支援や協力を敵に対して与えるのを拒否することを狙うものである。したがって、それは、政治権力を根底的に問い直した、より透徹した見方に立脚しているということもできよう。つまり、支配者の権力は、究極的には、その支配する民衆からの支持に依存しているということである。」

15——「とくに非暴力抵抗にとって本質的なのは、侵略国の政府とその個々の人間との区別を、絶えず心に留めておくことである。暴力的行動形態は、占領軍の全メンバーを敵対的人格とみる前提のもとに行動しがちである。しかし、彼らを、その現に演じている敵としての《役割》から区別して人間＝仲間とみなすこと、こうした感情を広げることは、《市民的防衛》に従事する場合に非常に啓発的である。巧妙で確信に満ちた対話による占領軍の兵士や要員に対する《説得》は、いずれの市民も、非暴力行動に参加する勇気を欠如しないかぎりもつところの機会である。こうした可能性は、原理的に被占領の民衆にとって、その死にいたるまで存続するはずであろう。」

16——「こうした非暴力抵抗の恰好の実例は、ナチス占領下におけるノルウェーの教員たちのファシズム的教育統制に対する不服従と非協力の闘いに示されている。傀儡政権クヴィスリングは、すべての教員が一九四二年三月までに新設されたナチズム的教員組織に加入し、ナチズム的教授要目に従って授業することを命令した。教員たちの公然たる拒否は、一〇〇〇名に及ぶ教員の逮捕や北辺寒冷の地にある強制収容所への集団移送を引き起こした。しかし、これらの強制措置は被逮捕者やまた逮捕されなかった教員たちから、なんらの譲歩を勝ち取ることができなかった。教員の抗議の有無にかかわらず、全員がナチズム組織に加入したものとみなすことを傀儡政権が公示したとき、教員たちは、それぞれの教室でいっせいに次の声明を読み上げた。「教師の職業は子どもたちに知識を与えることだけではなく、教師は、その生徒に真実と正義を信じまたそれを支持するように教えねばならない。それゆえ教師は、自己の天職を裏切ることなしにはみずからの良心に反するいかなる事柄をも教えることができない。」教員たちの抵抗が、その肉親の人びとによって力づけられたことも見逃してはならない。逮捕された教師たちの一〇人に一人が射殺されるという脅しに直面しても、その夫人たちは、けっして屈服しなかった。ここには、《市民的防衛》の場合には、軍事的抵抗より以上に、直接的な対決にさらされていないものの士気の高さが抵抗者に強い影響を及ぼしうることを示している。このような広範な民衆の抵抗と人心の離反が、ドイツ占領軍に対する傀儡政権の権限を喪失させるかもしれないという不安から、クヴィスリングは、ついに教員たちの釈放を命じたのであった。こうして、まず教員たちをナチズム的団体に再編成する最初の帰途を挫折させられたクヴィスリングは、その他の諸団体の均整化によるファシズム国家建設の計画をも断念せざるをえなくなった。ノルウェー以外にも、たとえばナチス占

領下のオランダにおける司法や教会、医師や教授たちの同様の抵抗行動をあげることもできよう。

[...] むろん、このような歴史的な成功例は、従来、社会生活の少数のサブシステムに限定されているし、また元来、侵入した占領軍の撤退やまた傀儡政権の退陣を迫ることを直接目的としたものではなかったことも見逃してはならない。しかし、侵略者と被占領国民とのあいだの対立が一種の《文化闘争》の形態をとり、たとえば学校や教会、教育や宗教におけるような基本的原理の問題をめぐる直接的な抗争に際しては、非暴力抵抗がとくに適合していることを実証している。

[...] こうした心理的抵抗、さらにそれを越えて占領軍の道義性そのものに対する抵抗の根拠は、まさに「生命あるかぎり自由な人間たる権利を放棄しえず、可能なかぎり、つねに心情と行動とによってみずからの原理に忠誠たろうとする個々の人間の態度」のなかに潜んでいるのである。」

17——「抵抗者の用いる最小限の暴力すらも、多数の人びとの眼には過重な弾圧と反対テロを正当化させやすく、そうした抑圧がもたらすはずの抵抗者に対する共感と支持とを急激に冷却させるであろう。それは、必然的に抵抗運動に参加するものの数を減少させ、さらには敵陣営内部における同情と支持をも急速に失わせるであろう。」

18——「平和外交は、核の傘からの離脱のみならず、むしろ日米安保体制のようないっさいの軍事同盟の体系から完全に離脱することが必要であろう。したがって、国民抵抗のレベルのみならず、この国際外交レベルにおいても、《市民的防衛》政策は《混合戦略》を否定しなければならない。なぜなら、防衛手段としてなんらかの程度において軍事力に依存する余地を残すかぎり、政治的、思想的、外交的ないっさいの非軍事的防衛の方法も必然的に軍備体系の一環として組み込まれ、平和政策の機能を客観的に果たせない運命にあるからである。《市民的防衛》は、完全非武装による中立と、さらに中立主義に立つ第三勢力の諸国との連帯を志向せざるをえないであろう。」

19——「国民抵抗のための最善の政治的経験を提供するものは、おそらく政治行動の自由の伝統であろう。政治的自由の社会的条件としては、通常、多元的な自発的結社の存在、個人の経済的自立の保障、政治的・経済的権力の社会的分権ないし市民的参加による統制などがあげられる。

[...] したがって、《市民的防衛》の基本的前提条件をなすものは《社会的デモクラシー》の体制である政治過程に対して監視と参加を怠らない《成人した市民》こそ、そのもっとも有用な責任主体といわねばならない。つまり、こうした社会的な生活様式こそ、まさに守るに値する本来の防衛目標なのである。そこから生まれた真のデモクラシーの精神は、占領によってたとえデモクラティックな社会機構が秩序正しい活動を阻止される場合にも、国民抵抗を支える忠誠のエネルギー源となるであろう。その意味では、不法な侵略や権力奪取が行なわれる瞬間こそは、それまでデモクラシーが実質的に存在したか否か、それとも権威主義的支配を隠蔽する単なるイデオロギイ的建前にすぎなかったか、が白日のもとにあきらかになる最終判定の時点といっても過言ではない。《市民的防衛》は、その社会体制の構造全体とすべてのサブシステムを通ずる、まさに非常事態における《日毎の人民投票》を意味するものであろう。」

20——「まさにここで前提されている国際政治的な威嚇の体系そのものから脱却することこそ、《市民的防衛》構想の基礎的条件でなければならない。威嚇の論理は、敵像のステレオタイプ化と情報学習過程の硬直化をもたらさずにはいない。これに対して、デモクラシーの原理は、つねに新しい情報に対する自覚的な学習能力と弾力的適応力とを要求する。《市民的防衛》をデモクラシーの軌道に引き入れるには、相互的な威嚇の悪循環とそこから生まれる《不安と暴力の症候群》を打破し、その技術と理念、手段と目標とを正しい関係に置き直すことが必要である。 [...]

非暴力抵抗の精神は、仮想的に対する官庁的に組織化された《訓練》によって形成されるのではなく、むしろデモクラシーの社会体制を脅かす現実の危険に対する自発的な市民の反対行動からのみ生み出されるであろう。デモクラシーを守り、さらにそれをいっそう実質的に民主化するための日常闘争にまさる国民抵抗の修練はありえない。」

21——「最近の平和教育の論議は、しばしば、それが二重の課題をもつことを強調する。つまり、平和を願う決意とそれを可能にする行動規範をつくり出す作業とともに、戦争をもたらす行動様式や意識構造を批判的に解体するという作業である。しかも人間の行動は、けっして理性のみによって規定されえないことが認識されねばならないであろう。したがって、ここでの問題は、通常は慣習的に行なわれ、けっして意識的に取り扱われない情動や行動の教育分野にも入っていかねばならない。」

22——「なかんずく重要なのは、こうした《社会化》の結果、自己意識の弱さ、つまり、自己が主体として意識されない状態を生み出すことであろう。それは、自己の衝動欲求をも、また現実をも、複合的な構造連関として過たず損わずに意識的に明確化することができない。この自己意識の弱さが社会的に促進されるならば、個人は慣習的な観念やステレオタイプに規定されやすくなる。その結果、現状を克服しようとするいっさいの新しいものは不安をかきたて、個人的にも社会的にも、その拒否とそれへの攻撃の反応を引き起こさざるをえない。《社会化》の二次機関である社会環境をとりあげる場合、個人の自己評価と彼が環境から受けとる評価とのあいだの断層に注目しなければならない。現代社会における生産過程は、個人に見通しがたい巨大機構における《歯車》としての無力感を抱かせ、またとめどない業績達成要求や地位獲得競争の圧力は潜在的な不安を引き起こす。しかも職場や社会における亢進した機能的合理化は、自由な閑暇の生活でも均衡させられない。そこで支配的な消費への強制は、けっして満たされることのない不断の欲望をあおるにすぎないから。こうしてみれば、現代社会における人間は、過大なフラストレーションの機会に直面し、またそこから生まれる大量の攻撃性の促進要因にさらされていることがわかるであろう。こうした攻撃性に対処するルートとしては、基本的には、昇華、抑圧、投射などの可能性が残されている。しかし、昇華は、いわば一定の教養ないし教育水準を前提し、必ずしもすべてのものに開かれた可能性とはいえない。これにたいして抑圧は、合理的な克服の途を閉ざすものであり、それだけ外に対する投射の傾向を強めるであろう。そして歴史的にみても、まさにこうした攻撃性を《内》—《外》集団のステレオタイプの思考のもとに組織化し、対外的攻撃へと誘導することこそ、あらゆる権威主義的政治の格好の社会技術であった。まかり間違えば変革的にも作用しうる攻撃性は、こうして体制にとって望ましくない社会的少数者やまた端的に異民族や外国に向け変えられる。それによって、危険な破壊力は、既存体制の安定化要因に転化されうるわけである。」

23——「真に現実的な平和は、けっして闘争を回避する消極的な平和愛好でもなければ、また一度かぎり行なわれる対決と、その鎮圧からもたらされる生態的な秩序でもない。むしろ、繰り返す社会のなかに生ずる矛盾を担い通す、不断に続く対決から生まれる果実なのである。」

24——「平和のための教育は、《軋轢とともに生きる》ことでなければならない。軋轢とともに生きるとは、なによりもまず軋轢の事実を肯定し、それがどこに存在し、なぜ必然的であるかを認識し、またなぜ解決されなかったかを問わねばならない。軋轢のない社会とは平和の世界ではなく、むしろ抑圧され去勢され圧殺された世界ではないかどうか、問わねばならない。実際、平

和とは、人間がその現状に手を触れえない状態のことではなく、人間と社会との不断の歴史的変革の過程というべきであろう。[…] これは、まさにデモクラシーの生活原理にほかならないであろう。しかし、現実には、この不断の対決と矛盾を担い通すデモクラシーの原理の具体化からはほど遠いのが実情である。それだけ、攻撃性の対外的転化の原理が支配的なのである。とくに《異端》排除の上に立つ《部落の和》的秩序＝平和を醇風美俗とみるわが国の政治風土においては、こうした危険は、けっして少なくない。それゆえにこそ、この《軋轢とともに生きる》という平和教育の原理は、治療学的にみて有効性に富むものである。自己自身も自己をとりまく社会環境をも、よりよき解決のために不断に問題化することが必要である。矛盾の現実と問題をどこまでも追求し、こうした不断の対決の過程のなかで相互の立脚点そのものがかえられるまで、軋轢を耐え通す強靱な精神が育てられねばならない。」

25——「平和を獲得するには、社会を変革するための積極的なアンガージュマンが不可欠である。平和のためにこそ、軋轢を引き受け、耐え忍び、担い続けることが必要なのである。しかし、平和教育を一面的・直接的に社会変革的に解釈することは、それを必然的に社会的に孤立させ、またその本来の政治的意義を疑わしいものにする恐れがある。軋轢や抗争そのものをつくり出すことが、けっして自己目的ではない。むしろ、不必要な軋轢を除去し、不可避のそれを合理的に担い通し、暴力的な解決や抑圧を阻止しえて、はじめて平和な生存と生活を保障しうるであろう。平和教育の果たしうるのは、まさにこうした弾力的な創造的過程に主体的に参加する勇氣と力を個人個人において強めることである。この意味では、平和のための教育は、政治的成熟のための教育にほかならないともいえよう。それは、基本的には、人間の事柄に対する責任感や社会的な連帯意識に並んで、歴史過程に対する理性的な洞察力を養うものでなければならないからである。平和教育は、それが具体化されうらば、本来的に教育がもつ人間的な解放的意思を実現する。したがって平和教育は、教育学的には、あらゆる段階と分野において追求すべき市民教育の一環をなすものである。」

26——「デモクラシーにとって致命的な、たとえば権威主義的性格、被操作性、偏見などの問題は、平和の次元では、国際対立のイデオロギー化や敵-味方的な図式として現われ、核武装による威嚇の体系を全面的に受容する態度に通ずるであろう。こうした状況から生まれる戦争の不可避性の迷信は、それ以外の解決を求める想像力を閉塞させ、国際紛争の相手を、たんに《悪》のみ意図して交渉に応じない《敵》とみることになりがちである。疑いもなく、紛争状況を見通し非軍事的解決を考えつく能力の欠如が戦争決意を強めている。」

27——「偏見の根がすでに幼児期に植えつけられているとすれば、それを学校教育を通して克服することは、著しく困難なことも覚悟しなければならない。加うるに、偏見は、しばしば情動的に色づけられており、理性的な議論をもって立ち向かうことはあまり役立たない。偏見が防衛機制である以上、圧迫を加えることは安全欲求を強めるにすぎず、実際、偏見は、それが極端であるほど固定観念として永続的である。したがって、偏見に対する教育においては、罪責感や不安の念が助長されない学習環境をつくり出すことが重要である。そこでは、教育成果をあげるための重圧を加えることは、なかんずく避けられねばならない。むしろ、自己の偏見をみずから克服することを学ぶために、生徒の自発性にもとづいて、まずみずから語らせることがすすめられる。[…] 防衛機制を動員させないためには、偏見を持った人格に対する直接的な攻撃ではなく、むしろ間接的に偏見への洞察に導くことが望ましい。また個々の偏見に逐一对決するのではなく、偏見を支える全体としての構造、個々の偏見の脱落后にも新しい偏見へと転移する偏見の根を変革

させることが必要である。偏見に対する教育は、けっして公然たる《闘争》でも《排除》でもなく、一步一步、教育手段にとって新しく《克服》することが必要なのである。こうして幼少年期から《社会化》によって習得されたステレオタイプや偏見は、反省を通して分化させられ、それによって、少なくとも機能的には中性化されるにいたるだろう。 […] とくに《外語》は、外の世界との意思の疎通を可能にする手段として、もっとも有用である。すでに語学教科書そのものが、他国民の生活様式を通常の家庭生活から政治制度にいたるまで、理解させる豊かな材料を含みうるであろう。しかし、そのみでなく、母語とは異なった言語構造や発想の仕方に接することを通して、その国民性や文化の特質を学ぶことができる。そうした国際比較から、逆に自国の文化を客観的に認識し、みずからの思考様式そのものの反省を促す手がかりをもあたえられるであろう。それは、偏見を克服し、国際理解に資するところがすこぶる大きい。こうして、みずからの体験しない生活に対する想像力に満ちた好奇心と、いわば実験的な生活感情が育まれるならば、異質なもの、外国のものを拒絶するのではなく、かえってみずからを豊かにする素材として受容するにいたるであろう。」

28——「たしかに、われわれの想像や経験を絶する核兵器の脅威を理解するには、原爆による未曾有の惨禍と苦難に対する恐れと怒りとが、まず感性的に目覚めさせられるべきであろう。しかしまた、たんに情緒的なモチーフに対して訴えかけるだけで、体系的な知識と理性的な認識にまで構造化されなければ、十分とはいえない。さもないと、非政治的な平和ムードに留まるか、むしろ批判力を失って操作されたり、攻撃性に転化することになるかもしれない。 […] 歴史学習を経ず論理的な認識を媒介しないところでは、平和のイメージ自体も抽象化しやすく、平和を実現しようとする主体性は生まれてこないのである。 […] 構造的認識を通して、平和創造の具体的プログラムが学習されねばならない。それとともに、さらに現代デモクラシーにおける市民参加の多元的ルートが明示されれば、個人の決意や責任も連帯的な協力を通して社会的に有効な力として開かれた展望をもちうるものが自覚されるにいたるであろう。デモクラシーの実質化によって、現代社会における貧困と差別を克服することは、戦争を育む母胎そのものを日常的に取り除く努力にほかならない。なぜなら、国民の日々の暮らしと権利とが保証されないところでは、偏見や攻撃性が戦争へ操作される危険は、それだけ大きいからである。」

29——「平和のための教育は、支配技術や権力闘争の意味においてではなく、《根源的》な意味において《政治的》であらざるをえないし、またあり続けていることを恐れてはならないのではなからうか。なぜなら、それが究極的にめざすのは、人類的誠実や人間としての連帯にほかならないから。 […] 戦争体験の継承は、たんに体験なき世代の人びとに悲惨な事実を語り伝えることに尽きない。それは、過去の戦争にたいする厳しい道義的反省をふまえて、さらに将来ふたたび戦争への道を歩むことをしない責任感覚に裏打ちされてこそ現実的意味をもっている。それこそ、まさに平和教育の原点となる戦争の《根源的》体験にほかならない。こうした《原体験》の継承がなされていないとすれば、それは、過去の戦争にたいして今なお果たされていない《戦後責任》そのものである。」

30——「元来、戦争の危機や防衛をめぐる議論では、どこでも国家忠誠のムードが亢進しやすいといわれている。とくにわが国では、社会における支配的な価値観や行動様式に一体化する同調性向がきわめて強い。それだけ非常事態に際して、画一化への圧力が高くなることも予想されるであろう。してみれば、わが国においては世界の趨勢とは逆に、こうした良心的拒否の思想そのものを異端視し、その基本的権利の意義を否認するおそれが十分にあるのではなからうか。した

がって、現に徴兵制があるなしにかかわらず、平和を守り支える重要な主体的エートスとして、歴史的に形成されてきた良心的兵役拒否の原理を問い直し、とくにその最近における国際的展開のなかから現代的意義を学ぶことは、焦眉の課題の一つというべきであろう。」

31——「この思想の提起するものは、きわめて基本的な問題といわねばならない。つまり、デモクラシーにおける政策決定とは何か、政治的服従の意味とは何か、個人の良心は社会的な価値判断といかに関わるかという政治哲学の根本問題にほかならないからである。そして明白なのは、デモクラシーの国家は、良心的決定に対して強制が加えられる場合には、いつでも——その強制がそれ自身の論理に従って、じじつ成功するか失敗するかにかかわらず——重大な傷を負うことを忘れるべきではないであろう。いずれにせよ、良心的ないし《選択的》兵役拒否は、今後、長い歳月にわたり、あるいは幾多の戦争を通じて少数者にとどまるであろう。さらにまた、この運動が通常の意味では成功することはないかもしれない。しかし、彼らは、戦争を含めて重大な国家の政策決定について、まさに既成の政策策定者ではなく、国民一人ひとりが、みずから批判する権利と義務とをもつことを証しつづけるであろう。[…] 翻ってみれば、日本国憲法の平和主義は、さらにそれを徹底化した最先進的な規定とみることもできよう。なぜなら、前文および第九条は、非武装国家の構想を掲げるものであり、これは、個人として戦闘のため武器を手にしない良心的兵役拒否の原理を国家的規模に拡大したものと解することもできるからである。そうであるとすれば、平和憲法は、国民一人ひとりが鋭い良心をもった反戦主義者となるのでなければ支ええないというべきであろう。その際注意すべき一点がある。良心的兵役拒否が法制化され合法化されたため、安易に兵役拒否者になり、忠誠相剋という良心の緊張を失うならば、本来の良心的反戦の精神は死んでしまうであろう。それと同様に、憲法が平和原理を掲げたがゆえに安易な平和主義となり、それを支える一人ひとりの主体的責任が忘れられるならば、平和の精神は死んでしまうであろう。平時において、厳しい良心的緊張をもって生きていく者こそ、危機の時点において、真に良心的な反戦の立場を貫き通すことが可能である。そして現代日本の精神状況は、平和の理想と軍国化の現実との矛盾を明確に見定めたくて、倫理的緊張と主体的責任に耐えうる非武装平和の精神を切実に要求しているのではなかろうか。」